



整備箇所整理表【三陸一6】

市町村名	海岸線 全区域 指定	海岸名 (地名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防護水準 (防潮高の高さ・基準面TP)		3. 海岸で特に必要な観 測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
				津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	旧防潮高 (現況)	新防潮高 (計画)	侵害 程度	防護 程度					
気 仙 沼 市	○	岩手海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	2.50 (2.30)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=750m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	杉ノ下海岸	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	4.22 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=160m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	杉の下の海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	4.50 (4.50)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの水門 を整備する。	水門 L=15m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	沖の田海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	3.90 (3.90)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=120m (L=31.0mの2区、 L=124mについては林野 庁で管理)	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	大谷海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	4.12 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=70m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	大谷海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	4.20 (4.20)	-	4.20 津波堤	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=124m 人工リーフ 4基(L=560m)	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	日門漁港海岸 三島地区	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	-	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=100m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	日門漁港海岸 日門地区	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	-	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=500m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	前浜漁港海岸 前浜地区	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	-	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=120m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	○	前浜漁港海岸 前河内地区	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	-	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=80m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
○	赤牛漁港海岸 赤牛地区	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮 (現況)	4.12 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●施設整備に際しては、周辺農地に配慮する。 ●潮干狩り等の利用に配慮する。	天端高TP+9.80mの堤防 を整備する。	堤防 L=150m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 一度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			

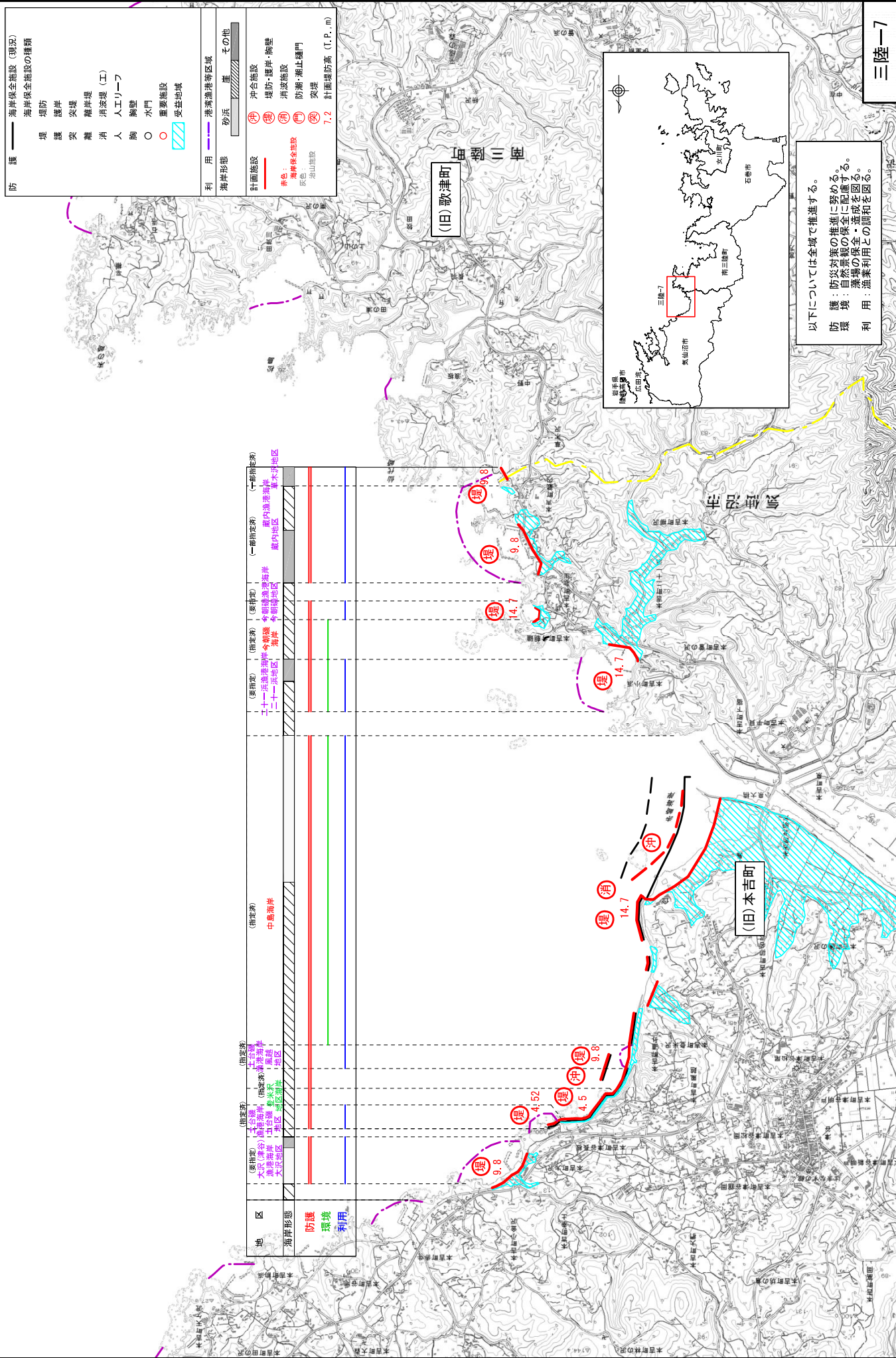
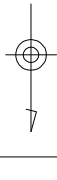
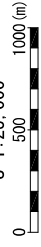
環境： 防風対応： ●津波対策、○風害などの海岸保全対策、  
●一般に配慮が必要 ▲風害対策  
●一般的に配慮が必要 ▲風害対策  
●一般的に配慮が必要 ▲風害対策  
●一般的に配慮が必要 ▲風害対策

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

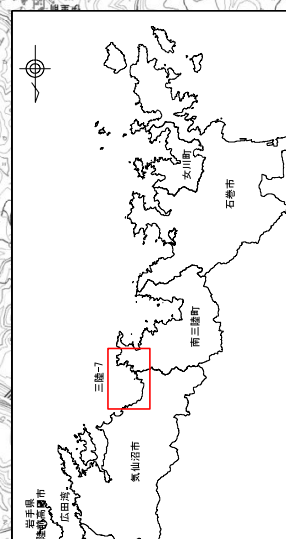
市町村名  
宮城県気仙沼市

S=1:25,000



防 護	
海岸保全施設 (現況)	海岸保全施設の種類
堤 防	堤防
突 堤	突堤
消 波 堤	消波堤
人 工 リーフ	人工リーフ
胸 壁	胸壁
水 門	水門
重要施設	重要施設
受益地域	受益地域
利 用	
港域漁港等区域	港域漁港等区域
砂浜	砂浜
その他	その他
計 画 施 設	
沖合施設	沖合施設
堤防・腰岸・胸壁	堤防・腰岸・胸壁
消波施設	消波施設
防波・潮止構門	防波・潮止構門
突堤	突堤
7.2 計画堤防高 (T.P.-m)	

区 域	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)	(指定済)
海岸形態	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸	東京(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸 大宮(津谷)臨海海岸
防 護	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防	堤防
環 境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境	環境
利 用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用



以下については全域で推進する。  
 防 護：防災対策の推進に努める。  
 防 護：自然景観の保全に配慮する。  
 防 護：自然景観の保全に配慮する。  
 防 護：自然景観の保全に配慮する。  
 防 護：自然景観の保全に配慮する。

整備箇所整理表【三陸一7】

市町村名	海岸保全 指定 区域	海岸名 (地名・字名や一般 的な名称)	所管 (管理庁)	1.海岸の特性		2.防護水準 (堤防等の高さ・基準面(P))		3.海岸で特に必要な観 測点		4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
				背後に内気山沼藪がある。背後に集落が分布する。背後施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	堤防の高さは、高潮・巨浪 計画防風高 (部対策設置)	津波・高潮・巨浪 計画防風高 基準面(P)	環境 優劣	津波 高潮 基準面(P)	津波・高潮・巨浪 計画防風高 基準面(P)					
宮城県 気仙沼市	○	大沢(津谷)漁港海岸 大沢地区	水産庁 (気仙沼市)	背後に内気山沼藪がある。背後に集落が分布する。背後施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+9.80mの堤防を整備する。	堤防 L=350m	・漁港施設の利用に配慮する。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	土台漁港海岸 土台地区	水産庁 (気仙沼市)	海岸が主な遊歩道海岸。背後は農地、道路となっている。堤防の復旧が必要。	4.52 (4.52)	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+4.52mの堤防を整備する。	堤防 L=80m	・漁港施設の利用に配慮する。	・堤防の復旧に際しては、農地・田舎に被害が生じないよう、土留め等の対策を講ずる。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
宮城県 気仙沼市	○	登米沢地区海岸	農林振興局 (宮城県)	海岸高台は農地、家屋が分布する。新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+4.50mの堤防と離岸堤を整備する。	堤防 L=100m 離岸堤 1基(L=200m)	・漁港施設の利用に配慮する。	・堤防の復旧に際しては、農地・田舎に被害が生じないよう、土留め等の対策を講ずる。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
宮城県 気仙沼市	○	土台漁港海岸 風越地区	水産庁 (気仙沼市)	海岸が主な遊歩道海岸。背後は遊路となっている。新たな堤防の整備が必要。	-	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+9.80mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	中島海岸	水産庁 国土交通省 (宮城県)	区域の北部は遊歩道海岸。南部は砂浜海岸となっている。津谷川に隣接。遊歩道は老人ホーム、農地等に利用され、遊歩道は一部サーフポイントとなっている。砂浜部は背後に保安林や駐車場等の利用施設が整備され、海水浴場として利用され、日本の白砂青松百選に選ばれる。意欲で砂浜、堤防、背後の保安林、農地が荒廃した。背後の集落は復旧する予定。新たな堤防の整備が必要。	5.50 (5.50)	14.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。 ○砂浜へのアクセス、ベンチ等の砂浜利用に配慮する。	不測高TP+14.70mの堤防を整備する。	堤防 L=100m 離岸堤 L=470m 潮流堤 L=647m	・砂浜部の環境保全に努める。 ・砂浜へのアクセス、ベンチ等の砂浜利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	二十一浜漁港海岸 二十一浜地区	水産庁 (気仙沼市)	砂浜海岸で遊歩道が整備され、背後に集落が分布する。背後に遊路4.5号がある。新たな堤防整備が必要。	5.12 (-)	14.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+14.70mの堤防を整備する。	堤防 L=200m	・砂浜部の環境保全に努める。 ・砂浜の復旧に際しては、農地・田舎に被害が生じないよう、土留め等の対策を講ずる。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	今朝海岸	水産庁 国土交通省 (宮城県)	遊歩道が広がる遊歩道で前面には集落が分布している。背後の高台は農地、家屋が分布する。崖基部の保護が分かれ、消波堤が整備されている。	4.20 (4.20)	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+4.20mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・遊歩道の適切な維持管理に努める。	・遊歩道の適切な維持管理に努める。 ・遊歩道の復旧に際しては、農地・田舎に被害が生じないよう、土留め等の対策を講ずる。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	今朝漁港海岸 今朝地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.52 (-)	14.70	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+14.70mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・漁港施設の利用に配慮する。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	蔵内漁港海岸 蔵内地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。背後に遊路4.5号がある。新たな堤防整備が必要。	5.12 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+9.80mの堤防を整備する。	堤防 L=470m	・漁港施設の利用に配慮する。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
宮城県 気仙沼市	○	蔵内漁港海岸 草木沢地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。背後に遊路4.5号がある。新たな堤防整備が必要。	5.12 (-)	9.80	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	不測高TP+9.80mの堤防を整備する。	堤防 L=150m	・漁港施設の利用に配慮する。	・特殊堤でも、前面に特殊施設及び背後にP64があるため、利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、閉鎖期間における支障物等や内水排除のため、吐口フラフーパーの損傷及び修理の留意に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年・10年程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

防衛対応: ●津波対策、○高さなどの海岸保全対策。  
△保守点検等  
△環境対応: ◎  
利用対応: □

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県南三陸町

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)



## 防護

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種類の種類
- 堤 堤防
- 突 突堤
- 離 離岸堤
- 消 消波堤(工)
- 人 人工リーフ
- 胸 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受 受益地域

## 利用

海岸形態

砂浜

崖

その他

計画施設

沖合施設

堤防・護岸・胸壁

消波施設

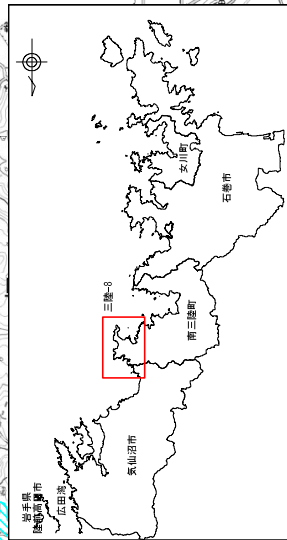
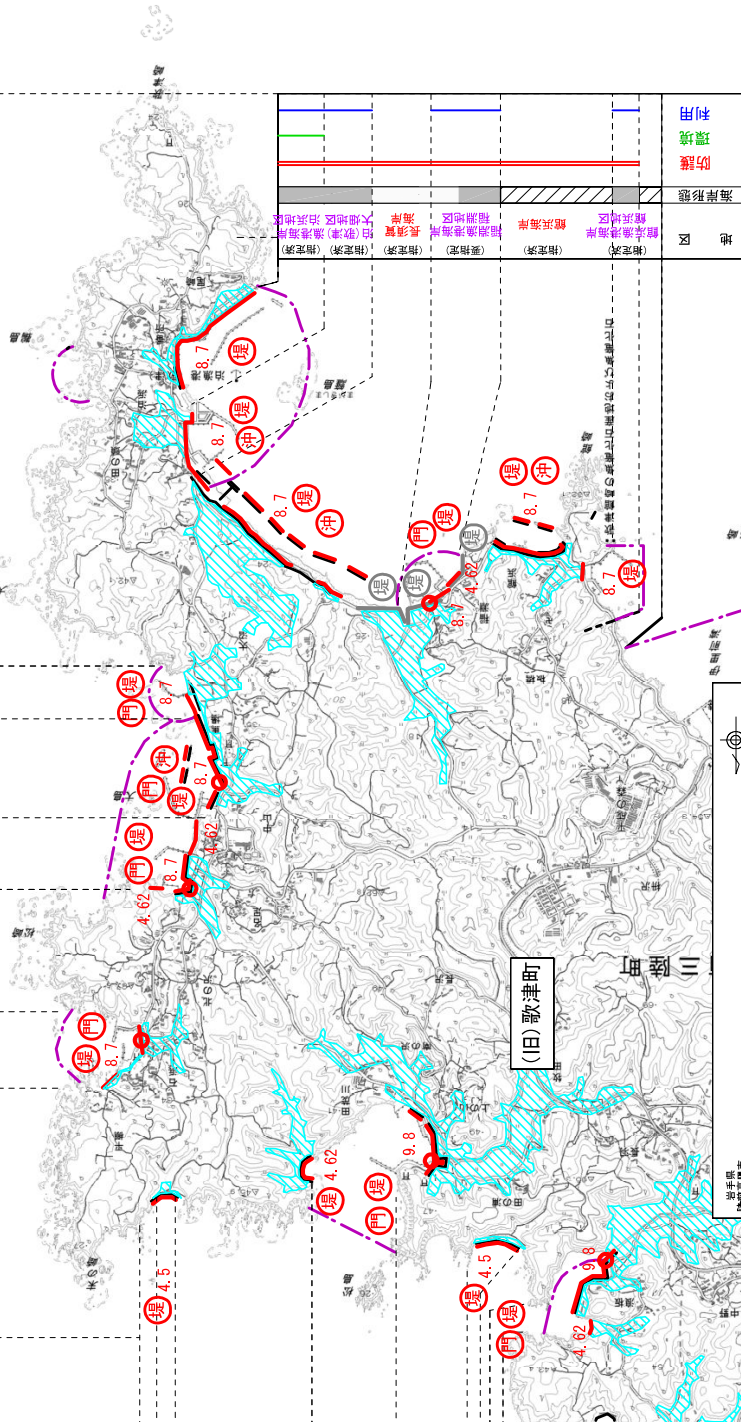
防溺・潮止胸門

突堤

計画堤防高 (I.P.m)

地区	海岸形態	防護	環境	利用
(指定済) 地区海岸 新井	防波堤	防波堤		
(指定済) 田浦漁港海岸 田浦地区	防波堤	防波堤		
(指定済) 田の浦 地区海岸	防波堤	防波堤		
(指定済) 浪板 地区海岸	防波堤	防波堤		
(指定済) 草木沢 地区海岸	防波堤	防波堤		

地区	海岸形態	防護	環境	利用
(指定済) 石浜(旧津)海岸 石浜地区	防波堤	防波堤		
(指定済) ばなな海岸 中山地区	防波堤	防波堤		
(指定済) ばなな海岸 馬場地区	防波堤	防波堤		



以下については全域で推進する。  
防護：防災対策の推進に努める。  
環境：自然環境の保全に努める。  
利用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸一8】

市町村名	海岸線 指定 区域	海岸名 (地域名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防波・防潮 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))		3. 海岸で特に必要な観 点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (想定設置)	津波・高潮 (計画堤防高)	侵害 計画面高 基準施設名	防風 津波 高潮					
宮城県 石巻市	○	草木沢地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地である。新たな堤防、船着き場の整備が必要。	4.50 (4.50)	9.80	4.50	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.50m、+9.80mの堤防を整備する。	護岸 L=79.5m(T.P.+4.5m) 護岸 L=133.5m (T.P.+9.8m)	・漁業者との調整に配慮する。	・侵食海岸であるため、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の後は護岸や促波場の状況、相対的プロシエの状況等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
	○	浪持地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主で、家屋がある。堤防は整備済み。	(4.50)	-	4.50	△農守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理。	堤防の健全度を維持・確保する。	護岸工 L=212m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	港漁地区海岸	水産庁 (第三監理)	入江を利用した漁港の一部。背後は集落、道路が分れる。新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	9.80	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.80mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸 L=44m(T.P.+9.80) 堤防、胸壁 L=170m (T.P.+9.80m) 水門 2基	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
	○	田の浦地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後は農地が主。新たな堤防、船着き場の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=195m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	田浦地区海岸	水産庁 (第三監理)	漁業施設が整備され、農地も併設。農地が分布する。入江川(河内)入る。漁港整備に伴う、物揚設置、埋立等の計画がある。新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	9.80	4.62	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.62m、+9.80mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸 L=970m(T.P.+4.62) 堤防、胸壁 L=510m (T.P.+9.80m) 水門 1基	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
	○	石浜地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主。新たな堤防、船着き場の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=179m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	石浜(歌津)海岸 石浜地区	水産庁 (第三監理)	漁業施設が整備され、背後に集落が発達する。新たな堤防整備が必要。	4.62 (-)	8.70	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.70mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=170m 水門 1基	・漁港施設の利用に配慮する。	・特殊であるため、陸間が存在する事から日常巡視や臨時点検に際しては、構造等の破損や陸間閉鎖における支障物等に留意する。また、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
	○	ばなな海岸 名足地区	水産庁 (第三監理)	漁業施設が整備され、背後に集落が発達する。新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	8.70	4.62	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.62m、+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸 L=165m(T.P.+4.62m) 堤防、胸壁 L=280 (T.P.+8.70m) 水門 1基	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
	○	ばなな海岸 中山地区	水産庁 (第三監理)	漁業施設が整備され、背後に集落が発達する。新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	8.70	海岸堤	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸、堤防、胸壁 L=116 水門 1基 海岸堤 L=30m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物及び吐口フラフリップゲートの稼働及び管理の留意に留意する。	
	○	ばなな海岸 馬場地区	水産庁 (第三監理)	漁業施設が整備され、背後に集落が発達する。新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	8.70	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	護岸、堤防、胸壁 L=292 水門 1基	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。	
○	泊(歌津)海岸 泊地区	水産庁 (第三監理)	背後は道路を挟み集落が点在しているが、東日本大震災の津波により大規模な被害を受けた。まちづくりの土地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	8.70	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵害に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	堤防 L=716m	・「陸揚出漁のクロコエ林環境特定植物群」の保全に努むるとともに、一体となつた集約の保全配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の程度定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間の開閉における支障物等に留意する。		

整備箇所整理表【三陸-8】

市町村名	ポイント名	海岸線全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防波・防潮 (堤防等の高さ・基準面T.P.)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・浸蝕 (想定施設高)	津波・高潮 (想定施設高)	浸食 新設岸高 整備施設名	防護 津波 高潮	環境 浸食					
三陸町 (田舎山)	三陸川	○	泊(野瀬)漁港海 岸地区	水産庁 (宮城県)	背後は道路を挟み変更が点していたが、東日本大震災の津波により大きな被害を受けた。さらにつりの上利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	8.70	海岸堤	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防 を整備する。 海岸堤を整備する。	堤防 L=614m 海岸堤 L=91m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に家屋が密集しているため、地先も兼ねて利用されることが想定される場所となるため、管理用施設等の施設が利用し難い状態となるため、管理用施設等の設置の検討を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フックゲートの稼働及び管理の留意に留意する。 ・台風等の波浪の後は、海岸堤のブロックの破損や沈下等に留意する。		
			長瀬海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で、海水浴場として利用されていたが、震災の影響により砂浜が消失し、背後に家屋が密集しているため、新たな堤防の整備が必要。	5.60 (5.50)	8.70	海岸堤	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防 を整備する。	堤防 L=614m 海岸堤 6基(L=581m)	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に家屋が密集しているため、地先も兼ねて利用されることが想定される場所となるため、管理用施設等の施設が利用し難い状態となるため、管理用施設等の設置の検討を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フックゲートの稼働及び管理の留意に留意する。 ・台風等の波浪の後は、海岸堤のブロックの破損や沈下等に留意する。			
			稲淵海岸 稲淵地区	水産庁 (南三陸町)	漁港内に位置し、海岸沿いに道路が走る。道路の背後に集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	— (—)	8.70	4.62	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.62m、+8.70mの堤防と水門を整備する。	護岸 L=50m(T.P.+4.62m) 堤防 L=106m (T.P.+8.70m) 水門 1處	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に家屋が密集しているため、地先も兼ねて利用されることが想定される場所となるため、管理用施設等の設置の検討を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フックゲートの稼働及び管理の留意に留意する。 ・台風等の波浪の後は、海岸堤のブロックの破損や沈下等に留意する。		
			鮎浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	岩場又は埋立海岸で、背後は岩壁、道路が分布し、復旧する予定。現時では巨額の取壊費用(石)出土地がある。既設堤防は震災により沈下したため、新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	8.70	海岸堤	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防 を整備する。	堤防 L=48m 海岸堤 2基(L=142m)	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に家屋が密集しているため、地先も兼ねて利用されることが想定される場所となるため、管理用施設等の設置の検討を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フックゲートの稼働及び管理の留意に留意する。 ・台風等の波浪の後は、海岸堤のブロックの破損や沈下等に留意する。			
			鮎浜海岸 鮎浜地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設が整備され、背後に集落が発達する。新たな堤防整備が必要。	4.92 (—)	8.70	—	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+8.70mの堤防 を整備する。	堤防 L=200m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に家屋が密集しているため、地先も兼ねて利用されることが想定される場所となるため、管理用施設等の設置の留意に留意する。		

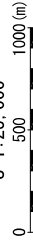
観測点: ●観測点設置、○観測点撤去  
 防護対応: ●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、  
 △防波点設置等  
 環境対応: ◎一般的に配慮が必要  
 利用対応: □

# 施設整備計画図

沿岸名  
三陸南

市町村名  
宮城県南三陸町

S=1:25,000



**防 護**

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種類
- 堤 堰防
- 堤 護
- 突 堤
- 突 堤
- 消 波堤 (工)
- 消 波堤
- 人 工リーフ
- 陶 壁
- 水 門
- 重要施設
- 受益地域

**利 用**

- 港・漁港等区域
- 砂浜
- 崖
- その他

**計 画 施 設**

- 沖合施設
- 堤防・護岸・陶壁
- 消波施設
- 防溺・潮止壩門
- 突堤
- 計画堤防高 (I.P.m) 7.2

青色：海岸保全施設  
灰色：治山施設

**地 区**

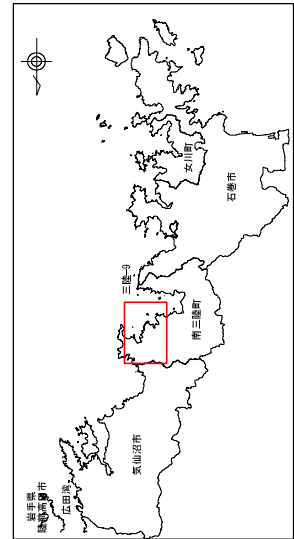
- (指定済) 伊豆町海岸沿海岸帯木地区 伊豆町地区
- (指定済) 常木海岸 常木地区
- (指定済) 三陸の浜 地区海岸

**海岸形態**

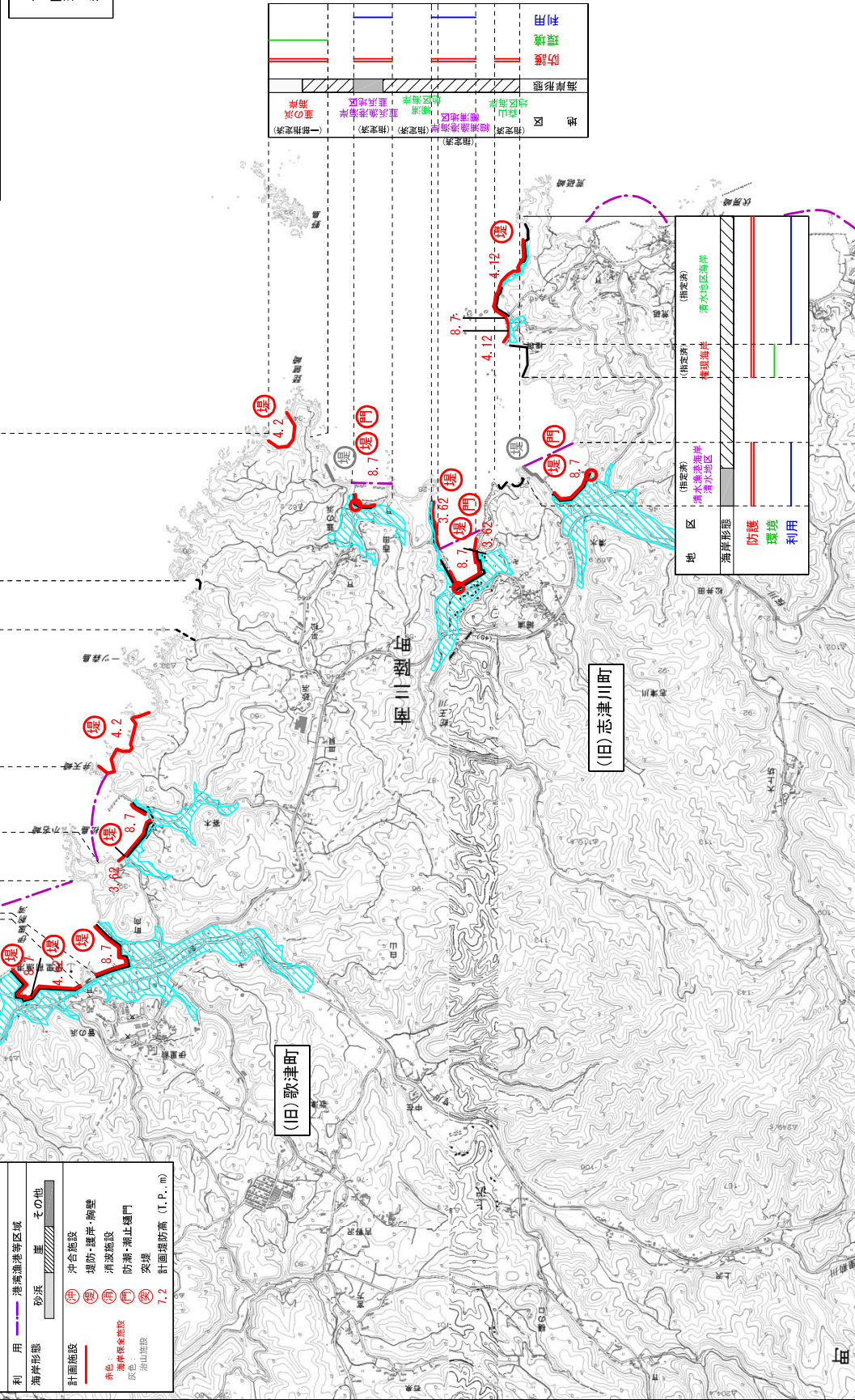
**防 護**

**環 境**

**利 用**



以下については全域で推進する。  
防 護：防災対策の推進に努める。  
環 境：自然景観の保全に努める。  
利 用：漁業利用との調和を図る。



地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
(指定済) 三陸の浜 地区海岸	三陸の浜 地区海岸	堤防	環境	漁業
(指定済) 常木海岸 常木地区	常木海岸 常木地区	堤防	環境	漁業
(指定済) 伊豆町海岸 伊豆町地区	伊豆町海岸 伊豆町地区	堤防	環境	漁業
(指定済) 三陸の浜 地区海岸	三陸の浜 地区海岸	堤防	環境	漁業

地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
(指定済) 清水地区海岸	清水地区海岸	堤防	環境	漁業
(指定済) 樫川海岸	樫川海岸	堤防	環境	漁業
(指定済) 伊豆町海岸 伊豆町地区	伊豆町海岸 伊豆町地区	堤防	環境	漁業
(指定済) 常木海岸 常木地区	常木海岸 常木地区	堤防	環境	漁業
(指定済) 三陸の浜 地区海岸	三陸の浜 地区海岸	堤防	環境	漁業





整備箇所整理表【三陸一9】

市町村名	海岸係 全区域 指定 指定	海岸名 (地域名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防風水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)			3. 海岸で特に必要な観 点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
				津波・高潮・侵蝕 旧計画高 (親岸施設)	津波・高潮 新計画防高 新計画防高 基準施設名	浸食 新計画高 基準施設名	防風 津波 高潮	環境 侵食 高潮	利用							
三陸町 三陸町 三陸町	○	海水漁港海岸 清水地区	水産庁 (第三漁港)	砂浜海岸であるが、浜は狭い。背後は集落、道路が 分布。新たな堤防整備が必要。	412 (412)	8.70	-	津波 高潮	●	○	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.: 8.70mの堤 防、水門を整備する。	堤防 1基 水門 1基	・施設整備を行ううえで ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良 好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整 修を行う。 ・施設に隣接しては、吐口フラッグゲートの稼働及び管渠 の点検に留意する。
三陸町 三陸町	○	様見海岸	水産庁 国土交通省 (宮城県)	崖海岸が主で、背後は林地。消波堤が一部整備され ている。前面に漂着物が分布している。	462 (462)	-	4.62 消波堤	津波 高潮	●	●	△	△人保守点検体制の充実、防風・保安施設の維持管理。 ◎漁業等の自然景観の保全に配慮する。	消波堤の適切な維持管理 に努める。	-	・現場の保全に努める。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現場等の自然景観に配慮し、周辺環境の変化などに留意 した監視を行う。

選後  
●特に配慮が必要  
○一般的な配慮が必要  
△点検対象等  
●対応：○  
○対応：□

防風対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、  
△点検対象等  
●対応：○  
○対応：□

(9/18)